

PEX 航空券をお申込のお客様へ

1. 手配旅行契約

海外航空券の販売は、当社とお客様との間で締結する手配旅行契約の約款に定めるところによります。

2. お申込み条件

- (1) 20 歳未満の方は、親権者の同意書の提出が必要です。
- (2) 70 歳以上の方、妊産婦の方および現在健康を損なうか身体のご不自由な方で特別の配慮を必要とする方は、その旨をお申込み時にお申し出下さい。尚、この場合、医師の診断書をご提出いただく場合がございます。また、状況に応じて介助者や同伴者の同行を条件とさせていただく場合があります。

3. 旅行契約の成立および旅行代金のお支払い

旅行契約の成立

- (1) 旅行契約は、当社がお申込みを受諾し、お申込み金を受領した時に成立します。
- (2) 上記(1)にかかわらず、次の場合はお申込み金の支払を受けることなく、旅行契約が成立します。
 - [1]お申込み金の支払いを受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付した場合。(来店の場合は書面をお渡しした時点、FAXの場合は発信した時点、Eメールの場合はお客様に到着した時点で契約成立となります。)
 - [2]旅行出発日までに旅行代金と引き換えに航空券をお渡しする場合。(当社がお申込みを受諾した時点で契約成立となります。)
- (3) お申込み金(お一人様 30,000 円、ただし航空券代金が 30,000 円未満の場合は全額)は、当社がお申込みを受諾した日から 3 日以内にお支払い下さい。
- (4) お申込み金は旅行代金または取消料、違約料の一部として取扱います。
- (5) 旅行代金からお申込み金を差し引いた残額は、予約完了後 72 時間以内にお支払ください。

取消し待ちの手配

当社のお客様のご要望により取消し待ちの航空券の手配を承ります。この場合でもお申込み金(お一人様 30,000 円、ただし航空券代金が 30,000 円未満の場合は全額)を申受けます。手配完了後、お客様へ連絡をさせていただいた時点で契約成立となり、その際に取消し・変更のお申し出があった場合は変更・取消手続料金を申受けます。当社が、手配完了のご連絡をするまでの間は、手続料金なしにお申込みの解除・変更をすることができます。なお、あらかじめお客様との間で定めた期限までに予約ができなかった場合は申込金全額を払戻しします。

4. 航空券代金

- (1) 発券時に適用運賃が定める有効な運賃・料金が適用となります。但し、為替レートの変動、利用する交通機関の運賃・料金の変更及び天災など当社の管理し得ない事由で料金に変更が生じた場合には、お申込み以降であっても代金に変更される場合があります。

- (2) 航空券代金とは航空運賃と航空保険特別料金の合計額を言います。なお、航空保険特別料金は、その他運送機関の課す付加運賃・料金、及び空港税の金額と共に航空運賃とは別途にご案内いたします。
- (3) 発券後に運賃・料金に変更が生じた場合には発券時の適用運賃との差額を徴収させていただきます。

5. ご利用条件

- (1) 予約内容が航空会社のスケジュール改定、その他の予約管理上の都合により変更される場合があります。
- (2) PEX（ペックス）航空券には、IATAPEX とゾーン PEX があります。IATAPEX は航空各社共通運賃ですが、ゾーン PEX は航空会社ごとの正規割引運賃であり、予約期間・発券期限・変更可否・取消手数料などについて航空会社ごとにさまざまな条件が定められていますので、ご注意ください。
- (3) お客様が旅行中に天災などの不可抗力、又はお客様の不注意により被った損害につきましては、当社では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

6. ご注意

- (1) パスポートの残存有効期間をご確認下さい。又、入国する国によりビザが必要になります。パスポートの必要残存期間も国により異なります。
- (2) 外国に入出国する際には、パスポートと共に「出入国記録カード」「税関申告書」などが必要になります。お客様ご自身でご用意いただくか、当社で渡航手続代行を致します。（別途代行料金お1人様 3,150円・内税を申し受けます。）
- (3) 外国での治療費用はかなり高額となる場合が多く、運送機関や宿泊機関からの賠償を取り付けるのが容易でなかったり、国情により賠償額が非常に低い場合があります。ご旅行中の病気や事故・盗難などに備えて、お客様ご自身で十分な海外旅行傷害保険に加入されることをおすすめします。

7. 販売店にお支払いいただく空港諸税及びその他運送機関の課す付加運賃・料金等

- (1) 国際航空券発券時に徴収する事を義務づけられている空港諸税は旅行代金お支払い時に別途、販売店に日本円でお支払いください。なお、日本円換算額は航空券発券時に確定させていただき、それ以降の為替変動による追加徴収・返金はいたしません。為替レートは発券日の2～8日前の月曜日の東京外国為替市場終値（売渡レート）によります。
- (2) 空港諸税の新設・税額に変更があった場合は徴収額が変更になる場合があります。
- (3) 空港諸税は利用する航空券の適用運賃の大人・子供種別により徴収されます。
- (4) 航空会社によりその他運送機関の課す付加運賃・料金（原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。）及び航空保険特別料金を徴収する場合がありますので、航空券代金お支払時に別途販売店に日本円でお支払ください。詳細は上記（1）～（3）と同様ですが、航空保険特別料金については、航空会社により同一区間でも保険料の異なる場合や日本円で定額設定のケースもあります。また、運送機関の課す付加運賃・料金に関して、追加申請・認可のあった運送機関については、別途追加徴収させていただきます。
- (5) 訪問国により現地にて空港諸税を徴収する場合があります。

8. 変更・取消

- (1) 航空券発券期限、発券後の変更可否、航空会社の取消・払戻手数料は、航空会社が定める運賃条件によります。代表的な条件は次のとおりです。

発券期限：予約完了後 72 時間以内

変更可否：予約完了後不可

取消払戻手数料：発券後出発まで数万円、出発後払戻不可

- (2) 発券後の取消・払戻、再発券を伴う変更は、航空会社の取消払戻手数料と、当社の取消手数料の合計額を申受けます。当社の取消手数料はお一人様1件につき 5,250円(内税)となります。
- (3) ご変更及びお取消しにつきましては、営業時間内にお申込みの取扱店にお申し出下さい。
- (4) 払戻に要する日数は、航空会社の審査期間等により次のとおりとなり、また個別の事情により払戻できない場合もありますのでご了承願います。
 - [1]未使用航空券・・・通常2ヶ月以上、一部外国航空会社では4ヶ月以上、～12ヶ月
 - [2]一部使用済み航空券・・・通常2ヶ月以上、内容により4ヶ月以上
 - [3]紛失航空券・・・通常7ヶ月以上、一部航空会社では12ヶ月以上
- (5) ホテルその他の手配については、別途変更・取消手数料がかかります。

(海外 PEX 航空券取扱規定 2005 年 4 月改訂)